

直江津屋台会館等を活用した新たな観光産業創出社会実験業務 プロポーザル審査要領

1 審査方法

- (1) 選定の審査を厳正かつ公正に行うため、直江津屋台会館等を活用した新たな観光産業創出社会実験業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書の審査を実施して受託候補者を選定する。
- (2) 審査は、一次審査、二次審査により行う。

ア 一次審査

- ・参加者が5者以上の場合、書類審査を行う。
- ・審査は「2 評価基準」に基づき行い、各委員の評価順位を評価する方式（順位方式）とし、上位4者を二次審査の対象とする。ただし、順位方式で評価した結果、同順位により上位4者を特定することができない場合は、各委員の採点結果の合計点の平均を評価する方式（得点方式）により高い評価となる者を選ぶ。

イ 二次審査

- ・審査は提出された企画提案書及び事業者によるプレゼンテーションをもとに行う。
- ・出席者は3人以内とし、この業務を担当する予定の主担当者1人は必ず出席すること。
- ・実施時間は、提案する各事業者につき、プレゼンテーション15分以内、質疑応答40分程度とすること。
- ・プレゼンテーションは企画提案書について行うこととし、追加資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーション及び審査は非公開とする。
- ・審査は「2 評価基準」に基づき行い、各委員の採点結果の合計点の平均を評価する方式（得点方式）及び各委員の評価順位を評価する方式（順位方式）を併用する。
- ・受託候補者は、得点方式により全委員の合計点の平均が100点満点中54点以上の評価があった者の中から選ぶ。
- ・得点方式で得点が最も高い者、かつ、順位方式で最も多くの委員から第一順位に評価された者を受託候補者とする。
- ・両方式の該当者が一致しない場合又は同点により該当者が複数いる場合は、それぞれの方式の該当者の中から委員の多数決により受託候補者を選定する。
- ・多数決によっても決しない場合は、委員長と副委員長の協議により決定する。

2 評価基準

No.	評価の着眼点		主に評価する 企画提案書等の 項目	上段:満点 下段:採点	採点 (換算式)
	評価基準 (特に優れている5点>優れている4点 >3点>やや劣っている2点>劣っている1点>記載がない0点)				
1	業務理解度	実施方針や実施内容等が目的、業務内容、当市の実情を理解したものとなっているか。実施方針や実施内容等が仕様書と齟齬が無く地域の実情を踏まえた記載となっている場合を基準とし、目的等を踏まえ業務内容に記載のない新たな提案がある場合等に優れた評価とする。	1 実施方針 4 実施内容	5 点満点 5-4-3-2-1-0	配点×1
2	実施手順	業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールとなっているか。スケジュールが適切である場合を基準とし、スケジュールが効率的かつ効果的に実施するための工夫がある場合等に優れた評価とする。	2 実施スケジュール	5 点満点 5-4-3-2-1-0	配点×2
3	実施体制	提案内容に対し、必要かつ十分な実施体制を備えているか(専門家等の外部との連携も評価対象とする)。必要な実施体制が記載されている場合を基準とし、必要かつ十分な実施体制が提案されている場合等に優れた評価とする。	3 実施体制	5 点満点 5-4-3-2-1-0	配点×4
4	実施内容	効果的な実施内容になっているか。また、持続可能な取組を意識した提案になっているか。規定の成果が見込まれる場合を基準とし、規程を超えた成果が見込まれる場合等に優れた評価とする。	4 実施内容(業務内容(1))	5 点満点 5-4-3-2-1-0	配点×2
			4 実施内容(業務内容(2))		配点×2
			4 実施内容(業務内容(3))		配点×1
			4 実施内容(業務内容(4))		配点×1
			4 実施内容(業務内容(5))		配点×1
			4 実施内容(業務内容(6))		配点×1
5	事例・実績	提案内容を裏付ける実績や事例などが記載されているか。業務関連度が高い具体の事例が記載されている場合を基準とし、業務関連度が高い自らの実績が記載されている場合等に優れた評価とする。	4 実施内容 別紙様式4 類似業務実績一覧表	5 点満点 5-4-3-2-1-0	配点×3
6	その他	上記以外に評価する項目がある場合に加点する。		5 点満点 5-4-3-2-1-0	配点×2
合計100点					